

平成25年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成25年3月7日）

（午前9時56分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成25年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番梶敏さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から3月18日までの12日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案27件、委員会提出議案1件、定期監査及び財政援助団体等監査報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成24年第4回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

本日欠席されますのは原田議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第1号定期監査及び財政援助団体等監査結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第1号は報告済みといたします。

市 政 執 行 方 針 演 説

○議長（山崎数彦君） 日程第5 市政執行方針演説を行います。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

おはようございます。

平成25年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに、昨年10月、多くの市民の皆さまから御支援を賜り、ふるさと歌志内の市政を担わせていただいてから4カ月が経過しましたが、その職責の重さを認識するとともに、歌志内の将来に向けしっかりと舵取りを行っていく決意であります。

さて、我が国においては、東日本大震災からの復興が急がれる中、原子力の安全対策や電力の安定供給、さらにはTPP協定への参加や近隣諸国との外交問題など、多くの課題に直面しておりますが、昨年12月に発足した新政権においては、大胆な経済対策を打ち出すなど、低迷する景気回復はもとより、地域主権の推進に向けた実効ある政策展開に大いに期待をしております。

一方、本市におきましては、危機的財政状況からの脱却は果たしたものの、地方交付税に大きく依存する財政構造にかわりはないことから、安定的かつ持続可能な財政運営の確立を最重要課題とし、人と人とのつながりを大切にしながら協働のまちづくりを未来への確かな一歩とし

て、ともに支え合う地域社会の実現と小さくても住んでいて良かったと実感できるまちを目指し、全力で取り組む所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成25年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は、「市民と協働で創るまち」であります。

地方分権が拡大される中、国においては地域主権改革一括法が成立するとともに、国と地方の協議の場が法制化されるなど、地方の声を国に届けることができる新たな機会が設けられましたが、同時に、地方においてはより一層の自主性が求められるとともに、果たすべき責務は大きくなってまいります。

このため、引き続き、基礎自治体としての役割を十分認識しながら、住民福祉の向上を目指し、より多くの市民との対話を進め、市民主体のまちづくりに取り組んでまいります。

広報広聴活動につきましては、広報うたしなをより親しみやすい紙面にするため、広報モニターからの御意見やアンケートの調査結果などを反映し、見やすさ・読みやすさに配慮しながら紙面編集の工夫に努めてまいります。

また、市の公式ホームページは、より早い情報提供の手段として、情報更新のスピード化や的確な情報発信に努めてまいります。

なお、市民ニーズの把握と行政情報の共有化などを目的に開催する、地区別市政懇談会や町内会連合会との情報交換会、小中学生や各種団体との懇談会など、市民と直接対話する機会を設けてまいります。

次に、我が国の平和な未来を築くための取り組みとして、恒久平和を願う啓発活動を推進し、市民の平和に対する意識の高揚を図ってまいります。

第2は、「活力と魅力あふれるまち」であります。

商工業者を取り巻く環境は依然として厳しく、景気の回復傾向が実感できない状況にありますが、商工会議所及び関係機関とともに中小企業者の経営安定化に向け、各種制度の情報提供や相談等に努めてまいります。

また、商工会議所が進める振興対策事業や運営強化事業等に対し、積極的な情報共有に努めるなど連携を図ってまいります。

鉱業の振興につきましては、今後のエネルギー政策の先行きが不透明ではありますが、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業の長期継続に向け、関係機関と連携しながら支援を行ってまいります。

農業の振興としましては、株式会社歌志内太陽ファームのワイン用ブドウ栽培に加え、新たに葉野菜の水耕栽培事業等がスタートするなど、今後の事業展開において必要な支援を行うとともに、事業の拡張及び観光事業等との連携に発展することを期待しております。

さらに、室内パークゴルフ場、高齢者向け住宅運営事業など、市内事業者による新産業創造等事業の助成制度活用により、新たな産業の芽が育ち始めていることから、これらを契機にさらなる事業の創出に向けて積極的にアピールするとともに、既存企業の新分野開拓事業などの支援を行ってまいります。

観光事業の拠点となる、かもい岳温泉、かもい岳スキー場、道の駅附帯施設につきましては、民間事業者のノウハウ活用による住民サービス向上という目的に立ち、引き続き指定管理者による管理運営を行ってまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、施設全般にわたり老朽化が著しく、利用者減の要因となり経営を圧迫していることから、浴室を主とした改修整備への事業支援を行うほか、経営改善及び安定化を図るため引き続き支援してまいります。

労働行政の推進につきましては、国や北海道による雇用創出に向けた各種施策が講じられているものの、非常に厳しい雇用状況にあることから、緊急雇用創出推進事業の実施や支援制度の情報提供に努めてまいります。

定住化対策としましては、少しでも多くの人口定着を目的として、住宅建設助成金制度のPRに努めるなど、東光団地の分譲促進を図ってまいります。

さらに、北海道移住促進協議会主催による首都圏等で開催される「北海道くらしフェア」に引き続き参加し、歌志内の魅力をPRすることで、多くの方に本市を訪れてもらい、移住のきっかけづくりとなるよう関係団体の協力をいただきながら進めてまいります。

地域間交流の促進につきましては、各種大会やイベントなど地域活動を実施する市民有志による各種団体等を支援することで、より一層地域間の結びつきと交流人口の拡大を進め、地域活性化に結びつけてまいります。

第3は、「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の充実につきましては、「歌志内市地域福祉計画」に掲げる「気遣い、心遣い、向こう三軒両隣」との基本理念に基づき、市民の主体的な参加と事業所、行政の協働のもと安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指してまいります。

このため、孤立死や閉じこもりを予防するため、要援護者を支える地域活動に対し、行政としての支援方法や仕組みづくりを調査・研究し、具体的な事業への展開を図ってまいります。

高齢者保健福祉の推進につきましては、「歌志内市高齢者保健福祉計画・空知中部広域連合介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアの基本理念を念頭におきながら、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が続けられるように高齢者福祉サービスの提供を継続し、支援体制の強化を図ってまいります。

本年度は、緊急通報体制等整備事業に係る緊急通報端末機器の順次更新や、老人家庭除雪事業及び除雪経費助成事業、高齢者給食サービス事業に係る費用負担等の見直しを図るとともに、高齢者健康センター等利用優待事業を実施し、さらに、高齢者等低所得者世帯に対し冬の生活支援について検討するなど、高齢者生活支援の一層の充実を図ってまいります。また、在宅生活を支える一助として、介護教室を開催し、在宅介護における介護負担の軽減と介護における地域ぐるみの助け合いができるよう、介護知識や技術の普及、啓発に努めてまいります。

児童福祉の推進につきましては、歌志内市次世代育成支援対策地域行動後期計画に掲げる施策に基づき、次代を担う子供たちが健やかに生み育てられる環境の整備を図ってまいります。

また、「子ども・子育て関連三法」の公布に伴い、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが必要となることから、教育委員会との連携のもと、子育て支援の充実と体制の整備を図ってまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、「第3期歌志内市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人もともに、安心して暮らすことのできる社会を実現するため、障がい者福祉サービスの提供を継続してまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、市民が健康で明るい生活を送ることができるよう、予防対策事業及び健康づくり事業を推進してまいります。特に、生活習慣病予防対策では、発症予防や重症化予防の観点から、20歳から30歳代の健康診査や2次検診を継続してまいります。

また、各種がん検診につきましては、がん検診推進事業を継続し、受診の促進と異常の早期発見に努めてまいります。

母子保健対策につきましては、妊産婦の健康管理と乳幼児の健やかな成長のため、健康診査

をはじめとする各種保健事業を推進し、安心・安全な出産を確保するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、妊婦一般健康診査の助成を継続してまいります。

次に、病院事業につきましては、病院運営の指針としております「歌志内市立病院経営健全化計画」を基本に、不良債務を発生させないよう経営の健全化に一層努力してまいります。

なお、本計画は平成25年度をもって終了することから、引き続き国の公立病院改革プランによる病院経営改善に向け取り組むとともに、現在推進している改革内容や収支計画の状況及び地域医療として期待されている役割を改めて明確にすべく協議・検討を行い、新たな計画を策定してまいります。

また、医療体制につきましては、現状の医師及び診療体制を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費の増嵩が懸念されます。このため、空知中部広域連合が掲げる実施計画に基づき、特定健康診査等の疾病予防対策に取り組み、被保険者の健康の維持、増進を図るとともに、医療費の適正化を推進し、事業の健全な運営に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、国の制度改正の動向を注視し、保険者であります北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら適正な運営に努めてまいります。

また、子どもの医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう、中学3年生までの医療費完全無料化を継続してまいります。

第4は、「快適でやすらぎのあるまち」であります。

市民の快適な生活空間となる道路や河川につきましては、日常的なパトロールを行い市民の安全確保に努めることとし、特に冬期間は交通安全上支障にならぬよう、降雪状況や沿道の堆雪状況を把握しながら適切な除排雪により、歩車道の確保に努めてまいります。

道路整備事業では、本町地区の中央社宅2号線の全線完成を目指し道路整備工事を進めてまいります。

また、橋りょう長寿命化計画につきましては、昨年度の点検に基づき修繕計画を策定の上、施設の延命化を図ってまいります。

次に、治山事業につきましては、平成23年9月に中村地区で発生した三坑の沢の土石流流出にかかる応急対策として、既に北海道において砂防ダム2基の新設及び既存ダムのかさ上げ工事により、土砂流出の抜本的対策が施されましたが、本年度は上流に向かって水路の設置が計画されております。

本市といたしましては、ダム下流の被災を受けた管理水路について、2カ年計画で北海道小規模治山補助事業として改修工事を行ってまいります。

また、河川整備事業につきましては、若鍋川の護岸改修工事に着手いたします。

次に、市営住宅の整備事業につきましては、「歌志内市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化住宅の解体除却事業や住宅の集約化を進めるとともに、既存住宅の長期的活用や住宅環境改善を図るために維持修繕工事や改修工事を行い、より一層の住環境整備に努めてまいります。

本年度の主な事業としましては、歌神第二団地公営住宅6棟24戸及び神威鳩ヶ岡地区2棟8戸の解体除却工事、また、本町地区改良住宅及び上歌団地公営住宅の各2棟12戸の屋根塗装工事、並びに神威神楽岡地区改良住宅の道路舗装工事を行うこととし、文珠本通り地区改良住宅2棟12戸につきましては、道路舗装工事とあわせて給水管布設替え工事を行ってまいります。

次に、改修事業では、屋根の無落雪化工事として、引き続き文珠本通り地区2棟12戸の改修工事を行い、住環境の改善を図ってまいります。

上水道事業につきましては、中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、水洗化促進と施設の維持管理を行っており、計画区域内の全戸数に占める水洗化率は、平成24年12月末現在で88.5%、2,394戸であります。住環境の快適性向上を図るため、引き続き未整備住宅への水洗化促進に努めるとともに、下水道長寿命化計画に基づき、幹線管渠のカメラ調査を行い、施設の延命化を図ってまいります。

環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るため、看板の設置や広報紙・巡回による啓発を行うとともに、地域や関係団体の協力を得ながらごみの減量・再資源化と環境美化に努めてまいります。

また、可燃ごみの処理につきましては、4月から中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設が本稼働いたしますので、構成市町等と連携を図りながらごみ処理の安定化に努めるとともに、同広域連合から受託した焼却灰の処理を行うため、東光最終処分場の改修を行い、適正に管理してまいります。

衛生センターにつきましては、砂川地区保健衛生組合からの受託処理を継続の上、施設の効率的な運営に努めることとし、さらに石狩川流域下水道処理施設を利用したし尿の共同処理について、平成27年度の供用開始を目指し、関係市町等と準備を進めてまいります。

次に、消防行政の推進につきましては、去年の火災発生件数は1件で、平成22年1月から続いた無火災記録が1,016日で途切れてしまいましたが、今後も市民一人一人の防火意識の高揚に努め、無火災を目指してまいります。

救急業務につきましては、去年の救急出場件数は281件で、搬送人員の約67%が65歳以上の方となっております。高齢化が一段と進む中、さらなる救命率向上のため、救急隊員の教育研修に努めるとともに、市民を対象とした普通救命講習の充実を図り、応急処置の普及啓発を推進してまいります。

また、消防車両につきましては、多様化する消防活動に即応するため、老朽化した「水槽付消防ポンプ自動車」を更新してまいります。

なお、消防の広域化につきましては、北海道消防広域化推進計画に基づき、引き続き協議してまいります。

次に、防災対策につきましては、東日本大震災の教訓を生かし、市民の防災・減災意識の高揚と自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、災害の発生時に備え、女性や災害弱者のニーズに配慮しながら、避難者用の毛布や非常食などの備蓄を進めてまいります。

防犯対策につきましては、毎日が安心して生活できる安全なまちづくりを目指し、高齢者や子供を見守る自主防犯活動などに取り組まれている諸団体をはじめ、関係機関との連携を密にし、地域防犯体制の強化に努めてまいります。

交通安全の推進につきましては、関係機関・団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努め、当面の目標であります交通事故死ゼロ1,000日達成に向けて運動を展開してまいります。

消費者行政の推進につきましては、複雑・多様化する消費者被害の未然防止と被害相談等の迅速な対応を図るため、関係機関・団体との連携を強化し、消費者保護に努めてまいります。

第5は「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

今日の少子・高齢化の進行、経済の低迷並びに情報化社会の進展など、社会・経済情勢が急

速に変化する中、教育を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、学力・体力の向上、規範意識、人間関係の希薄さなど多くの教育課題が広く取り上げられております。

このような中、心豊かでたくましく生きる力をもち、自己形成や社会の一員としての人づくりを進めるためには、学校教育・社会教育の充実、家庭・地域社会の教育力の向上が重要であります。

このため、人間形成に重要な役割を果たしている学校教育につきましては、生命を大切にす
る指導の充実や、確かな学力・豊かな人間性・健やかな体を育む教育及び、学校・家庭・地域
が連携し、児童生徒の安全・安心の確保と信頼される学校づくりを進めるなど、子どもたちの
育ちを支える教育環境の充実・向上に努めるとともに、高校生の遠距離通学に対する教育的支
援の実施に向け取り組んでまいります。

社会教育につきましては、「第6次歌志内市社会教育中期計画」に基づき、家庭、青少年、
成人・高齢者教育、文化・芸術、スポーツレクリエーション事業を進めるとともに、関係団体
の活動を支援してまいります。

また、社会教育施設等につきましては、市民から必要とされる施設づくりを目指し、かつ、
効率的な管理運営に努めてまいります。

以上、私からは概略を説明いたしましたが、教育行政の具体的な施策につきましては、別
途、教育長から教育行政執行方針の中で述べることにいたします。

第6は、「市政を推進するために」であります。

地方分権の推進により地域の自主性や自立性はますます重要性を増し、自らの決断と責任に
よる地域づくりが求められております。

このため、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに応えるべく、市民の視点で考え行動で
きる職員の育成と意識改革を進めるとともに、利用しやすい市役所づくりを目指してまいりま
す。

本市の財政運営としましては、国の地方財政計画を勘案する中、地方公共団体の財政の健全
化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の動向に十分留意し、限られた財源を有効活用し
ながら財政の安定化を推進してまいります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合による圏域振興に向けた各種事業
に参画するとともに、定住自立圏構想など、引き続き中空知地域広域連携研究会が進める広域
化に向けた事務事業の調査、研究に取り組んでまいります。

なお、本年度は戸籍簿等を電算化し、中空知5市5町によるシステムの共同運用を開始いた
します。

情報化に関する取り組みとしましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化並びに効
率化を図るため、必要なシステム機器の更新を行いながら、本市の地域性や規模に見合った整
備と維持管理に努めてまいります。

以上、平成25年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに、我が国においては、景気低迷が長期化してきたことから経済の再生が喫緊の課題
であるとともに、社会保障制度改革の動きなど先行きの不透明感が高まっており、私ども小規
模自治体を取り巻く環境は依然として厳しい情勢が続いております。

このような中、本市におきましては、市民が将来に向け誇りを持てる地域づくりが求められ
ております。

このため、市民の皆様との絆を深め、人と人とのつながりを大切にしながら協働のまちづく

りを進め、第5次歌志内市基本構想に掲げる、「いきいきと、みんなで創る心ふれあうまち」の実現を目指し、心新たに誠心誠意取り組む決意であります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解とあたたかい御支援を賜りますようお願い申し上げます、平成25年度の市政執行方針といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） —登壇—

おはようございます。

平成25年第1回定例会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し述べます。

はじめに、今日、我が国は震災からの復興、デフレからの早期脱却のために歩み続けている一方、世界景気の減速など不安定な要因もあり、社会情勢は大きく変化し続けています。

こうした中、世界の中の日本人として強く生き抜く力を持った人材の育成が求められています。

そのため、次代を担う子供たちに生きる力を育むための教育活動を進めることが不可欠であります。

本市においては、今後の教育の動向を注視しながら、これまでの実践を基盤として、学校教育においては空知管内教育推進の基本方針をもとに、郷土の地域特性を生かし、幼小中一貫教育を推進するとともに、学校・家庭及び地域の連携を図ることにより「生きる力」の育成に努めます。

また、社会教育においては、第6次歌志内市社会教育中期計画に基づき、すべての人々が生きがいを持ち、心豊かで健やかな生活を営むことができるよう、生涯にわたって学習することができ、学んだ成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に努めます。

教育は「人づくり」であるという原点に立ち取り組みを進めます。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は「学校教育の充実」であります。

変化の激しい国際社会の中で日本人としての誇りを持ち、更に大きく変化していくであろう20年後、30年後の社会をしっかりと生き抜く力を養うために、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。今、学校は児童、生徒・保護者・地域から信頼される学校が求められています。

そのため、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた教育活動を進め、幼・小・中の連携を重視し、地域との一体感を醸成させるため地域との絆や開かれた学校づくりの推進に努めてまいります。

また、幼稚園と大学の連携や幼稚園児と中学校生徒の交流による思いやりの心を育てる環境づくりの調査研究を進め、年次的なトイレの洋式化や幼稚園保護者の負担軽減を図るとともに、高校生の通学支援の実施に向け取り組んでまいります。

さらには、学校の教育活動その他の学校運営状況について、学校関係者評価等を通して、その結果を保護者、地域に公表しながらよりよい学校運営の改善につなげてまいります。

以下、次の3点を「学校教育推進の重点」といたします。

（1）信頼される学校づくりの推進。

今、学校は児童、生徒・保護者・地域からの信頼が求められています。学校が信頼されるためには、第1に危機管理能力、第2に学校力、そして第3に教師力の向上が必要不可欠です。

学校は、児童、生徒にとって心身ともに安心して過ごせる環境でなくてはなりません。そのため、学校は児童、生徒が最優先で尊重され、自分の居場所があることが大切であり、教職員は環境整備に努めなくてはなりません。

特に、昨今問題化している「いじめ」については、子どもの人権・命の尊厳の視野に立ち、決して見逃さず、迅速で適切な対応をとり、同時に家庭・関係機関との連携を密にしていくことが大切です。

そして、すべての教職員は、信頼と協働に基づき、組織的に学校を支え、「すべては子どもたちのために」の視点に立って、自分の学校を高める意識を持たなくてはなりません。

さらに、教師はみずからの教師力を高めるべく意欲的に自己の研さんに努め、児童、生徒一人ひとりに愛情を注ぎ、教師としての責任感や使命感を持って、児童、生徒の心にある、やる気に火をつけさせることが重要です。

そういった学校の中で、児童、生徒は自主性や忍耐力、連帯感や社会性を培い、弱者や自然に対する優しさと思いやりの心を大切にして相手の立場を理解します。

よりよい生き方を追求するため、豊かな人間性を築くためにも、信頼される学校づくりに努めてまいります。

(2) 一人ひとりに寄り添う教育の充実。

児童、生徒に基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけさせる学習内容を指導計画に位置づけるとともに、個に応じた指導を充実します。

また、身につけた知識や技能を活用し、自ら考え判断し、表現する力を育成するため、体験的・問題解決的な学習を重視し、子供の思考の道筋を生かした自主的・自発的な学習意欲を養い、学力向上に努めます。

「学力」とは、学ぶ力。その学ぶ力を引き出すのは、中心となる学校の授業です。児童、生徒に魅力溢れる学習の機会を与え、自らの目標を立て、やればできるという自己肯定感や成功体験から自信を持たせる教育を目指します。自ら学ぶ力がつけば、自ずと学力は向上するものです。

具体的には、今年度も文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」を実施し、その結果を活用して指導力向上を図る授業研究を計画的に実施し、「わかる授業」を追求します。

また、放課後活動や長期休業を活用し、個に応じたきめ細かな指導と評価を工夫するとともに、学習サポートの実施を図り、一人ひとりの良さや自己表現できる出番を与え、そして励まし、自分らしさを大切にできる学習指導を推進してまいります。

(3) 生命を尊び自らを鍛え、健康で安全な生活習慣教育の推進。

児童、生徒に生命の尊さや心身の健康の大切さを認識させるとともに、自らの健康づくりに取り組む意欲と実践力を通じて、「人間力」を育みます。このため、健康保持・増進の学習、安全に関する意識を高める指導計画の工夫を行い、適切かつ確実に教育を行います。

本市の地域特性を生かした、幼稚園児からのスキー学習の実施や、北海道が進める北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例によるフッ化物洗口を実施することにより、体力・運動能力の向上や健康保持・増進が図られることとなり、これらは家庭の理解と協力により実施することで、さらに効果が期待されることです。

また、栄養教諭を活用した「食育指導」により、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせる指導を行います。

より安全・安心な給食提供を目指すため、食材の厳選と学校給食における食中毒の発生を防ぐために調理員の衛生知識の向上及び厨房備品等の年次的な更新を行い、衛生管理を徹底して

まいります。

第2は「社会教育の充実」であります。

近年の社会情勢は、めまぐるしく変化し、人々の意識や価値観が多様化する一方、自治体を取り巻く厳しい環境には変わりありません。

その中であって、市民一人ひとりが生きがいやゆとりを持って人生を送ることができるような生涯学習社会の実現に対する期待は、ますます大きくなってきております。

このような状況の中で、施設の管理・運営を含めた諸施策並びに各種事業の実施には、目的と効率性を重視しつつ、第6次歌志内市社会教育中期計画に基づく諸施策を進め、市民の要望や課題を把握し、学習意欲に応えるべく努めてまいります。

また、地域の絆を深めつつ、地域の教育力の活性化を図るため、学校支援地域本部事業などを推進してまいります。

以下、次の3点を「社会教育推進の重点」といたします。

(1) 家庭の教育力向上と子育て支援を促進し、体験活動による青少年の健全育成を推進する。

家庭における教育力向上は、全国共通の大きな課題であり、子供の学力や体力の向上に直接影響を及ぼします。子育ては、家庭が子供に与える有形、無形の愛情と、人間の発達段階に対する正しい理解が必要不可欠なことから、家庭教育に関する学習機会を拡充してまいります。

また、子育てに関して、各家庭が抱える問題は一律ではなく、育児や思春期の指導はもとより、親自身のストレスからくる不安を感じる保護者がふえています。このため、子育てがしやすい環境づくりや、地域ぐるみの健全育成に努めるなどの支援を行ってまいります。

青少年に対しては、基本的な生活習慣や社会性を身につける取り組みとして、宿泊体験を初めとするさまざまな学習活動を実施してまいります。

加えて、青少年センターを中心とした関係機関、団体等との連携を図り、子供の安全確保や非行防止に努めてまいります。

(2) 成人・高齢者の学びの環境整備及び郷土財産の有効利用と保存・継承に努める。

成人や高齢者が文化・芸術などの学習活動に参加することは、地域の活力を高め、郷土の歴史を継承するとともに、各種施設の有効利用にも極めて重要であります。しかしながら成人層は、家事や就業に追われるなど時間的余裕や活動への精神的余裕がなかなか持てず、社会への参画が少なく、自己研鑽も思うようにならない状況にあります。

一方、健康で学習意欲が旺盛な多数の高齢者が見られる反面、自宅に閉じこもりがちな高齢者もいるなど、個人差が大きい傾向にあります。このため、学習活動に生きがいを持ち、地域の絆を一層深めることができるよう、図書館と公民館の有効活用の工夫を検討するとともに、教室・講座の開催など、学び環境の充実を図ってまいります。

また、学校教育活動との連携や、サークル活動の活性化、郷土館や旧空知炭鉱倶楽部などの郷土財産の保存・継承と、有効な利用に努めてまいります。

(3) 生涯スポーツの振興と健康づくりを促進する。

一昨年、全面改正されたスポーツ基本法では、前文に「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と明記され、国及び地方公共団体などの責務が明らかにされました。

本市においては、各種情報の提供や健康づくり事業を積極的に進め、誰もがいつまでもスポーツに親しむことができるよう、世代に応じたスポーツ活動の充実に努めるなど、生涯ス

ポーツの振興に取り組んでまいります。

また、地域の特性を生かしたスポーツを活性化していく上で、スキーを青少年に奨励し、多くの経験を重ねる機会を設け、また、老朽化した市営プールに補強を施し、今後のあり方を検討してまいります。

以上、教育行政に臨む私の決意を申し述べましたが、新しい時代を拓く力強い創造性あふれる人材の育成に向けて、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化の振興に最善を尽くす所存であります。

市議会を初め市民の皆様の教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、平成25年度の教育行政執行の方針といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、11日、12日を予定しております。

10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議 案 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 議案第1号歌志内市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第1号歌志内市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、歌志内市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページの本分に参ります。

歌志内市新型インフルエンザ等対策本部条例。

歌志内市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定する。

第1条は、本条の目的について。

歌志内市新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるものであることを規定しております。

設置根拠となります新型インフルエンザ等対策特別措置法は、病原性の高い新型インフルエンザや危険性のある新感染症への対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護すること等を目的として、平成24年5月11日に公布され、政府の対策本部設置や緊急事態宣言について規定されており、同宣言がなされたときは、市町村においても対策本部を設置しなければなら

ないものとされております。

第2条は、対策本部の組織についてでございます。

第1項の対策本部長につきましては、法第35条第1項におきまして、市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てると規定されております。

また、法同条第2項におきまして、対策本部に本部員を置くとされ、1、副市町村長、2、教育長、3、消防長、4、市町村の職員のうち市町村長が任命する者、これらの者をもって充てるとされております。

第2項の副本部長につきましては、市町村対策本部に副本部長を置き、本部員のうちから市町村長が指名すると規定されているところでございます。

第3条は、対策本部の会議についてでございます。

法第34条第2項において、市町村対策本部は新型インフルエンザ等対策総合的な推進に関する事務をつかさどるとされており、そのための情報交換及び連絡調整を円滑に行うため会議を招集するとしたものでございます。

第4条は、対策本部の部についてでございます。

この条項は、部の設置と組織について規定しているものでございます。

第5条は、雑則となっております。

条例に定められていないものについて、必要なことは、本部長が定めることとしております。

附則につきましては、法附則第1条において、この法律は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において制令で定める日から施行するとされております。

法は、平成24年5月11日に公布されておりますので、平成25年5月11日以前の日が制令で定められることとなります。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

条例予算等審査特別委員会の設置及

び委員の選任について

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、議長を除く7名の委員による条例予算等審査特別委員会を設置して、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、7名の委員の条例予算等審査特別委員会に付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました条例予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長を除く7名の委員を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました7名の議員を条例予算等審査特別委員に選任することに決定いたしました。

議 案 第 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第2号歌志内市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第2号歌志内市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により、道路法（昭和27年法律第180号）の一部が改正されたことに伴い、市が管理する市道を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術的基準等を定めようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市道路の構造の技術的基準等を定める条例。

第1条は、条例の趣旨として、市が管理する市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法を定める旨を規定しております。

第2条は、用語の定義について法令用語の例によることを規定し、第3条は、道路の区分は制令によることを規定しております。

第4条は、道路法第30条第3項及び第45条第3項において、市町村道の構造の技術的基準、市町村道に設ける道路標識などにつて、政令等で定める基準を参酌して管理者である地方公共団体の条例で定めることとされましたことから、市道の構造の技術上、基準を定める規定を第5条から第43条までにおいて定める旨を規定しております。

以下、第5条の車線等から副道、路肩、停車帯や自転車道、歩道等の幅員、あるいは道路の設計速度、曲線半径、勾配の規定、舗装、排水の基準やその他附帯施設にかかる基準について定めており、これらのうち第26条の車道及び側帯の舗装の構造、第34条、第44条の道路標識等の交通安全施設、第37条の防雪施設、第39条第2項の橋、高架の道路等については規則に委任するものとしております。

なお、施行については、条例整備の経過措置期限となる平成25年4月1日として、附則、第1項に規定し、附則、第2項として、施行日に新設、または、改築工事中の道路にかかる経過措置について規定しております。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算

等審査特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第3号歌志内市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第3号歌志内市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例。

初めに、目次でございます。

条例は、第1章の総則、第2章の歩道等、第3章の立体横断施設、第4章の乗合自動車停留所、第5章の自動車駐車場、第6章の移動等円滑化のために必要なその他の施設等の全6章により構成しております。

第1章は、総則であります。

第1条は、条例の趣旨として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づく市道の構造に関する基準を定める旨を規定しており、第2条は、条例において使用する用語の定義について省令の例によることを規定しております。

第2章は、歩道等についてであります。

第3条において、道路に歩道を設けることを定めており、第4条以下、歩道の幅員、舗装、勾配、歩道等と車道等の分離、車道等に対する高さ、横断歩道に接続する部分等について、第10条までに規定しております。

第3章は、立体横断施設についてであります。

第11条において、必要に応じて立体横断施設を設置することを定めており、第12条以下、附随する設備を設置する場合の基準等について第16条までに規定しております。

第4章は、乗合自動車停留所、バス停留所についてであります。第17条では、停留所を設ける部分の車道に対する高さ、第18条では、停留所のベンチ及び上屋の設置について規定しております。

第5章は、自動車駐車場についてであります。

第19条において、自動車駐車場に障害者が円滑に利用できる部分を設けること及び施設と構造について規定し、以下、停車施設、出入り口、通路、その他必要となる施設の基準等につ

いて、第29条までに規定しております。

第6章は、移動等円滑化のために必要なその他の施設等について、第30条の案内標識、第31条の視覚障害者誘導用ブロック、第32条の休憩施設、第33条の照明施設、第34条の防雪施設と、それぞれの基準を規定しております。

なお、施行については、条例整備の経過措置期限となる平成25年4月1日として、附則、第1項に規定し、附則、第2項から第6項まで、市街化の状況、あるいは地形の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合の処置について規定しております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第4号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第4号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の題名が改められることに伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、定例会資料の1ページに新旧対照表を掲載してございますので、あわせてごらん願います。

第10条の2、第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

これは障害者自立支援法の題名が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とされることに伴い、条文を整備するものでございます。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第5号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第5号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案の理由は、特別職の職員及び教育長の給料について、現在実施している縮減措置を平成26年3月まで延長しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、定例会資料の2ページに新旧対照表を掲載してございますので、あわせてごらん願います。

（歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正）。

第1条、歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和29年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則、第5項中「平成24年4月1日から平成25年3月31日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日」に改める。

（歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）。

第2条、歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則、第3項中「平成24年4月1日から平成25年3月31日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日」に改める。

これは特別職の職員である市長及び副市長と教育長の給料について、現在実施している縮減措置を平成26年3月まで延長しようとするものでございます。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 議案第6号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第6号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案の理由は、歌志内市職員の給与について、現在実施している縮減措置を平成26年3月まで延長しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、定例会資料の7ページに新旧対照表を掲載してございますので、あわせてごらん願います。

歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則に、次の3項を加える。

第21項、管理職手当については、平成25年度に限り、第30条第1項中「8.4%」、「7.0%」及び「8.0%」とあるのは、「5%」として適用する。

第22項、期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、平成25年度に限り、第33条第4項及び第34条の2第3項の規定は適用しない。

第23項、平成25年度における職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める率を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成25年度において期末手当及び勤勉手当の額の計算の基礎となる給料月額及び平成25年度において退職する職員の当該退職の日における給料月額は、減じる前の額とする。

区分、給料表、行政職給料表、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）。職務の級、3

級・4級。率100分の4。職務の級、5級・6級、率100分の5。

附則。第21項から第23項につきましては、給料職手当の減額及び期末勤勉手当の役職加算の凍結並びに一般職員の給料の独自削減を25年度も継続するとともに、期末勤勉手当の基礎となる給料月額及び退職する職員の退職の日における給料月額について、独自削減前の額とする措置を講じるものでございます。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 議案第7号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） －登壇－

議案第7号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

議案第7号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について。

歌志内市税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定するものとする。

提案理由は、税負担の軽減を目的として、軽自動車税の税率を減額するため、歌志内市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料の8ページをごらん願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料でございます。

第82条は、軽自動車税の税率の規定でございます。

軽自動車税の税率は、地方税法第444条第1項及び同条第2項により、標準税率及び制限税率が定められ、市町村は標準税率の1.5倍の範囲内で税率を定めることとなっております。

本市では、平成19年度から財政健全化計画に基づき、制限税率である標準税率の1.5倍の税率を適用してまいりましたが、平成23年度において、市民の皆様の御協力により財政健

全化計画に掲げていた目標を達成することができましたことから、標準税率の1.2倍の税率に引き下げるものでございます。

1、原動機付自転車、アは50cc以下のいわゆる原付自転車でございますが、1,500円を1,200円に、イは、90cc以下のバイクでございますが1,800円を1,400円に、ウは、125cc以下のバイクでございますが、2,400円を1,900円に、エは、いわゆるミニカーと呼ばれる3輪以上で50cc以下の車室を有するものでございますが、3,700円を3,000円に改正するものでございます。

2、軽自動車及び小型特殊自動車、アの軽自動車2輪のものは、排気量250cc以下のバイクでございますが、3,600円を2,800円に、3輪のものは4,600円を3,700円に、4輪以上のもの乗用、営業用は8,200円を6,600円に、自家用は1万800円を8,600円に、貨物・営業用は4,500円を3,600円に、自家用は6,000円を4,800円に、専ら雪上を走行するものは、スノーモービル等でございますが、3,600円を2,800円に、イの小型特殊自動車の農耕作業用のものは2,400円を1,900円に、その他のものは主に除雪用の小型ショベル等でございますが、7,000円を5,600円に改正するものでございます。

3、2輪の小型自動車は、総排気量が250ccを超えるバイクでございますが、6,000円を4,800円に改正するものでございます。

なお、下欄に近隣市町の状況を表にしておりますので、御参照願います。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則、第1項は、施行期日でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則、第2項は、経過措置でございます。この条例による改正後の歌志内市税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成24年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第13 議案第8号歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第8号歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、医療給付事業の受給資格者に関する規定について、北海道医療給付事業補助金交付要綱における認定要件との整合を図るため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

歌志内市福祉医療費助成条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の9ページをお開き願います。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者。

第3条各号には、医療費の助成対象から除かれるものについて規定しておりますが、里親等に委託、または児童福祉施設に入所して児童については、児童福祉法により医療費の全額措置を受けるため、市福祉医療費の助成対象から除くということを明文化し、北海道医療給付事業補助金交付要綱との整合を図るものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ただいまの改正の結果、次のいずれの該当しない者とするということで、2号が新たに記載されてますけれども、現在までこれがダブって提供されたいうのは、当市にはあるのですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者、答弁。

松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） この部分につきましては、第7号のほうに他の法令の規定により、国または地方公共団体の負担による医療の給付が行われたときは、その額を除くというふうになっておりまして、この規定を適用させておりましたので明文化はしておりませんが、該当している方はいらっしゃいません。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号

○議長（山崎数彦君） 日程第14 議案第9号歌志内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第9号歌志内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴う、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の一部改正により、本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料で御説明いたしますので、定例会資料の10ページをごらん願います。

このたびの改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権一括法において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格について、今まで環境省令で定める資格とされていたものが、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格に改正されたことから、条例におきまして、技術管理者の資格を定めるものでございます。

条例で定める技術管理者の資格につきましては、環境省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性は認められないことから、第31条の第1号から第11号に環境省令と同等の基準を定めましたが、旧大学令、及び旧専門学校令、及び旧中等学校令による資格者については、年齢的な関係から除外しております。

また、技術資格者の資格を第31条に追加するため、規則への委任規定は第31条から第32条に繰り下げするものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 1 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第15 議案第10号歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第10号歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部が改正されたことに伴い、市公営住宅及び改良住宅の整備基準を定めるとともに、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の制定に伴い、入居者資格の特例措置を講じるため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例。

歌志内市営住宅管理条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、定例会資料の12ページに新旧対照表を掲載しておりますので、あわせてごらん願います。

初めに、目次の改正でございます。

目次として、今回新たに追加することとなります章として、第1章の2、市公営住宅等の整備基準を加えております。

本則の改正に入りまして、第1条中「設置」の次に、「整備」を加える。

第1章の次に、次の1章を加える。

第1章の2、市公営住宅等の整備基準。

以下、第3条の2、市公営住宅等の整備基準。

第3条の3、健全な地域社会の形成。

第3条の4、良好な居住環境の確保。

第3条の5、費用の縮減の配慮。

第3条の6、位置の選定。

第3条の7、敷地の安全等。

第3条の8、住棟等の基準。

第3条の9、住宅の基準。

第3条の10、住戸の基準。

第3条の11、住戸内の各部。

第3条の12、共用部分。

第3条の13、附帯施設。

第3条の14、児童遊園。

第3条の15、集会所。

第3条の16、広場及び緑地。

第3条の17、通路。

以上、整備基準として16条分の規定を追加しております。

本則の改正に戻りまして、第6条中「被災者等」という。)」の次に、「及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。））」を加える。

第7条第2項中「被災者等」の次に、「及び居住制限者」を加える。

これは福島復興再生特別措置法の制定に伴い、入居者資格の特例措置を講ずる規定を追加するものであります。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 1 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第16 議案第11号歌志内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第11号歌志内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部が改正されたことに伴い、市が管理する都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等を定めようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市都市公園条例の一部を改正する条例。

歌志内市都市公園条例（昭和47年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の4条を加える。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、定例会資料の16

ページをごらん願います。

第1条の2は、住民1人当たりの公園の敷地面積の標準の規定。

第1条の3は、公園の配置及び規模の基準の規定。

第1条の4は、公園施設の設置基準の規定。

第1条の5は、移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準の規定。

以上を、それぞれ新たに追加するものであります。

第2条につきましては、公園の名称及び位置の規定でございますが、今般、高齢者、障害者等の移動円滑化基準を定めました表を別表第1として追加いたしますことから、これまでの別表第1を別表第2とするよう順序を繰り下げるため、字句を改めるものであります。

また、第8条、使用料及び占用料の納付の規定に関するこれまでの別表第2につきましても、第2条の改正と同様、別表第3とするよう順序を繰り下げるため、字句を改めるものであります。

新たに追加いたします別表第1につきましては、第1条の5に関するものであります。同表においては特定公園施設の園路及び広場、休憩施設、駐車場、便所、水飲み場、及び手洗い場、標識及び掲示板にかかる基準を定めるものとしております。

改正本文に戻りまして、附則でございます。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（山崎数彦君） 午後1時まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議 案 第 1 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第17 議案第12号歌志内市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第12号歌志内市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

す。

提案の理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、下水道法（昭和33年法律第79号）の一部が改正されたことに伴い、市が管理する公共下水道の構造の技術的基準を定めようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市下水道条例の一部を改正する条例。

歌志内市下水道条例（平成2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては資料により御説明いたしますので、定例会資料の26ページをごらん願います。

第1条は、条例の趣旨に、施設の構造の基準等を定める旨を追加するものであります。

第2条は、用語の定義として、新たに第8号として排水施設について追加するもので、以下、1号ずつ繰り下げております。

第24条は、下水道法第7条において、公共下水道の構造は政令で定める基準を参酌して管理者である地方公共団体の条例で定めることとされたことから、排水施設の構造の技術上の基準を定める規定として、下水道法施行令で定める基準を参酌し、新たに追加するもので、基準とする構造及び講じるべき措置について、第1号から第10号まで列記しております。

第25条は、第24条で規定する基準について例外的に適用しない場合を定める適用除外の規定であり、以下、第24条及び第25条の2条を追加したことにより、2条ずつ繰り下げております。

なお、施行については、条例整備の経過措置期限となる平成25年4月1日として、附則、第1項に規定し、附則、第2項として、施行日に既に存する施設にかかる経過措置について規定しております。

以上でございますので、よろしく御願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議案第13号

○議長（山崎数彦君） 日程第18 議案第13号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第13号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

次のとおり歌志内市スキー場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、歌志内市スキー場。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社プラッサ。
- 3、指定管理者となる団体の所在、歌志内市字歌神94番地15。
- 4、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

提案理由は、歌志内市スキー場における管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定しようとするものでございます。

このたびの提案は、歌志内市スキー場における管理運営を効果的、かつ効率的に行わせるため、管理者の指定につきまして、歌志内市スキー場条例第4条第1項及び地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、歌志内市公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の定めにより、指定管理者になろうとする者を広く公募を行った結果、株式会社プラッサを含め、2社から指定手続条例第3条に基づき申請書が提出されました。

指定管理者の選定に当たりましては、指定手続条例施行規則第5条に基づく選定委員会におきまして、2社から提出された申請書並びに事業計画書、収支計画書等を中心に審査を行い、さらに、申請団体に対するヒヤリングを行い、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用が最大限に発揮されるか、維持管理能力等指定手続条例第4条に定める選定方法等に基づき審議した結果、選定されたものでございます。

なお、指定管理者の概要、事業計画等につきましては、定例会資料の29ページ以降にございますので、お目通し願いたいと思います。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 1 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第19 議案第14号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第14号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

次のとおり歌志内市保健休養施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、歌志内市保健休養施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社プラッサ。
- 3、指定管理者となる団体の所在、歌志内市字歌神94番地15。
- 4、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

提案理由は、歌志内市保健休養施設における管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定しようとするものでございます。

このたびの提案は、歌志内市保健休養施設における管理運営を効果的、かつ効率的に行わせるため、管理者の指定につきまして、歌志内市保健休養施設条例第3条第1項及び地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、歌志内市公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の定めにより、指定管理者になろうとする者を広く公募を行った結果、株式会社プラッサを含め、2社から指定手続条例第3条に基づき申請書が提出されました。

指定管理者の選定に当たりましては、指定手続条例施行規則第5条に基づく選定委員会におきまして、2社から提出された申請書並びに事業計画書、収支計画書等を中心に審査を行い、さらに、申請団体に対するヒヤリングを行い、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用が最大限に発揮されるか、維持管理能力等指定手続条例第4条に定める選定方法等に基づき審議した結果、選定されたものでございます。

なお、指定管理者の概要、事業計画等につきましては、定例会資料の37ページ以降にございますので、お目通し願いたいと存じます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 収支計画書、25年、26年、27年と、これが赤字で掲載されているのですが、これはその時期その時期にこの赤字は補填というような計画はあるのですか。

それと、前段の13号で指定されたスキー場、このほうは収支計算が黒字になっています。両方合わせてプラスだということで、運営はできるのでしょうか、その辺このレストランですか、温泉だけに関して赤字の計上というのは最終的にどういう配慮があるのですか。

○議長（山崎数彦君） 理事社答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） プラッサのほうの収支計画につきましては、これまでの指定期間中の事業報告等におきましても、温泉部分については収支が赤字での報告がありました。そのようなことから、それらについては改善を行っていきながらということでございますけれども、現状にあわせた形での収支計画が上げられたものであり、また議員のほうからお話があったとおり、スキー場とあわせての一体での運営というようなことから、その辺について収支計画書のほうについては、温泉の部分については、現状に合わせた形の中での改善を含めながら上げられたという計画でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 1 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第20 議案第15号石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第15号石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について御提案申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務を滝川市に委託するため、別記のとおり規約を定め、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により事務を委託することについて、議会の議決を求めるところでございます。

提案理由は、石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務について、関係市町の協議により滝川市に委託するため、委託に関する規約を定め、事務委託に関する議会の議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約。

第1条は、この規約における委託事務の内容を定めるもので、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、歌志内市のし尿等の効果的な処理の促進を一層図るために必要な事業に対する支援に関する事務を、滝川市に委託するものでございます。

第2条は、委託事務の範囲を定めるもので、第1号は、石狩川流域下水道組合が社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する効果促進事業として行う石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する交付金の交付に関する事務を滝川市に委託するものでございます。

第2号は、前号に掲げる業務に付帯する事務についても、滝川市に委託するものでございます。

第3条は、管理及び執行の方法を定めるもので、委託事務の管理執行については、委託先である滝川市の条例及び規則その他の規程を適用するものでございます。

第4条は、経費の負担を定めるもので、第1項は委託事務の管理及び執行に要する経費は委託者である歌志内市の負担とし、歌志内市はその年度に要した経費を滝川市に交付するものでございます。

第2項は、経費の額及び交付の時期は、両市が協議の上定めるものとし、滝川市はあらかじめ委託事務に要する経費の見積もりに関する資料を歌志内市に送付するものでございます。

第3項は、委託事務の負担については、両市でその基本的な算定方法を定めるものでございます。

第5条は、委託事務の収支の分別を定めるもので、委託事務の管理、執行にかかる収入及び支出については、滝川市の歳入歳出予算において分別して計上するものでございます。

第6条は、決算の措置を定めるもので、地方自治法第233条第6項の規定により滝川市の決算の要領を公表したときは、同時に委託事務の決算に関する部分を歌志内市に通知するものでございます。

第7条は、連絡会議等を定めるもので、第1項は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図る必要があるときは、連絡会議を開くものとするものでございます。

第2項は、連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、事務関係者との調整会議を開くことができるものでございます。

第8条は、条例等改廃の場合の措置を定めるもので、第1項は、委託事務の管理及び執行に適用される滝川市の条例等の全部、若しくは一部を改廃しようとする場合は、滝川市長はあらかじめ歌志内市長に通知しなければならないとするものでございます。

第2項は、委託事務の管理及び執行に適用される滝川市の条例等の全部若しくは一部が改廃された場合は、滝川市長は直ちに当該条例等を歌志内市長に通知しなければならないとするものでございます。

第3項は、第2項の規定による条例等の改廃の通知があったときは、歌志内市長は直ちに当該条例等を住民に公表しなければならないとするものでございます。

第9条は、事務委託の廃止の場合の措置を定めるもので、委託事務の全部または一部を廃止する場合には、滝川市は決算によって生ずる余剰金を速やかに歌志内市に還付しなければならないとするものでございます。

附則。第1項、この規約は、平成25年4月1日から施行する。

第2項、歌志内市長は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する滝川市の条例等が歌志内市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

委員会提出議案第28号

○議長（山崎数彦君） 日程第21 委員会提出議案第28号歌志内市議会議員の議員報酬及

び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、梶敏さん。

○議会運営委員会委員長（梶敏君）　－登壇－

委員会提出議案第28号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、議会議員の議員報酬について、現在実施している縮減措置を当分の間延長しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて説明いたしますので、委員会提出議案資料の1ページ目をごらん願います。

附則第3項中「、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間に限り」を「、平成25年4月1日から当分の間」に改める。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君）　本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、委員会提出議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　御異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第28号は原案のとおり可決されました。

散　会　宣　告

○議長（山崎数彦君）　以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後　1時23分　散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 梶 敏

署名議員 女 鹿 聡